

地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱

平成 27 年 2 月 6 日消教地第 52 号

平成 27 年 4 月 1 日消教地第 133 号

改正 平成 28 年 1 月 20 日消教地第 18 号

改正 平成 28 年 8 月 3 日消教地第 98 号

改正 平成 29 年 1 月 24 日消教地第 13 号

（通則）

第 1 地方消費者行政推進交付金（一般会計）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 この交付金は、都道府県及び市町村等（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消費者行政推進のために必要な経費を交付し、消費生活相談体制の維持・充実（消費生活センター等の整備、消費生活相談員の確保・増員や処遇改善、消費生活相談の質の向上を図るための取組等）、消費者問題解決力の高い地域社会作り（地域の見守りネットワークの推進、地域のリーダー育成、消費者教育・啓発の推進等）等による消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組、及び消費者庁長官が別に定める国が提案する政策テーマに対応した地方公共団体の先駆的な取組（以下「先駆的事業」という。）を支援することにより、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

（交付先）

第 3 交付金は、消費者庁長官が都道府県知事に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付対象経費）

第 4 交付金は、平成 28 年 5 月 25 日付消教地第 223 号消費者庁長官通知の別紙「地方消費者行政推進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づいて都道府県が行う交付金の管理、支出等に係る事業（以下「交付金事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

第 5 交付金の交付額は、都道府県からの申請内容（都道府県及び管内市町村において予定する事業の内容及び支出予定額）を踏まえ、予算額の範囲内で消費生活相談体制の維持・充実、消費者問題解決力の高い地域社会作りによる消費者行政推進に向けた地方公共団体の取組等、及び先駆的事業の実施のために必要とする経

費について決定する。

なお、都道府県毎の総額の限度額（先駆的事業を除く。）については、以下に掲げる（i）及び（ii）及び（iii）により算定された合計額（ただし、千円未満は切り捨てるものとする。）とする。

ただし、上記の限度額より申請額が少なく余剰が生じた場合等には、都道府県の交付金等の活用状況を踏まえ、予算の範囲内で限度額を変更することができる。

また、先駆的事業の留保額については、消費者庁長官が別に定めるものとし、予算額よりも各都道府県から申請を受けた事業の実施に必要な経費の合計額が多い場合は、各事業の実施に必要な経費について、予算額を事業の実施に必要な経費の合計額で除した割合により按分した額を交付するものとする。

（i）定額分 「地方消費者行政強化作戦」（平成27年3月24日付け消教地第117号。以下「強化作戦」という。）の達成状況に応じ以下の①、②の合計額を配分する。

① 消費生活センター設置率ごとの定額分

（1）人口5万人以上市町	100%	600万円
	100%未満	500万円
（2）人口5万人未満市町村	50%以上	600万円
	50%未満	500万円

② 消費生活相談員配置率ごとの定額分

100%	300万円
75%以上 100%未満	200万円
50%以上 75%未満	100万円

（ii）底上げ分 財政力指数が以下の①、②の都道府県にそれぞれ定額を配分する。

① 0.3以上0.4未満	200万円
② 0.3未満	400万円

（注1）強化作戦の達成状況は、原則、交付額を決定する年の状況を都道府県に確認するものとし、確認できない場合は直近の「地方消費者行政の現況調査」（以下「現況調査」という。）で判断するものとする。

（注2）上記の「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

（iii）変動分 X円 ×
$$\frac{\text{都道府県 } i \text{ の人口} \times \alpha_i \times \beta_i \times \gamma_i}{\sum (\text{都道府県 } j \text{ の人口} \times \alpha_j \times \beta_j \times \gamma_j)}$$

X 円：消費者庁長官が別に定める額－（上記（i）＋（ii））－消費者庁長官が別に定める先駆的事業の留保額

都道府県 i：当該都道府県

都道府県 j：各都道府県

α_i ：消費生活相談員（常勤職員を除く。）の雇止めに係る乗率。

消費生活相談員に係るいわゆる「雇止め」をしている地方公共団体については0.95とする。

（注3）上記の「雇止め」とは、条例、規程等（人事等の内部規程を含む。）

において、非常勤職員等として任用する消費生活相談員について任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一者を任用しないという規定、若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合、又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。任用回数に上限が設けられている場合でも、任用回数の上限を超えた後に、客観的な能力実証を行った結果として同一者の再任用が可能な場合は「雇止め」に該当しないが、その際、空白期間を設けないことが求められる。

（注4）都道府県 i 管内で複数（X1）の地方公共団体が雇止めを実施している場合、0.95^{X1}として算出する。

（注5）「雇止め」の有無は原則、直近の状況を都道府県に確認するものとする。

β_i ：都道府県 i 及び都道府県 i 管内市町村等の消費生活相談員の平均報酬額の引き上げに係る乗率。都道府県 i 及び都道府県 i 管内市町村等の消費生活相談員の平均報酬額の増減により、表1に該当する値とする。

表1：消費生活相談員の待遇改善の取組

	平均報酬額	乗率 β_i
A	前年比減	0.9
B	前年比同	1.0
C	前年比増	1.1

（注6）平均報酬額は直近の現況調査で判断する。

γ_i ：都道府県 i における地方消費者行政推進交付金等を活用した事業の効果に係る

乗率。下記により算出される、指標ア～ウに基づく評価点の合計により表2に該当する値とする。

表2：事業の効果

	評価点合計	乗率 γ_i
A	3	1.09
B	2	1.06
C	1	1.03
D	0	1.00

指標ア センター設置カバー率上昇幅

各都道府県において、センター設置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの（以下「センターカバー率」という。）。そのうち、センターカバー率が直近で100%に達した都道府県（①）を除き、センターカバー率の基準年（平成21年）から直近の上昇幅（%ポイント）の大きい順に並べる。この序列における上位10都道府県（②）に加え、①に該当する都道府県が本指標において評価点1を得るものとする。

指標イ 相談員配置カバー率上昇幅

各都道府県において、相談員配置済市町村等の管内人口の合計を当該都道府県の管内人口で除したもの（以下「相談員カバー率」という。）。そのうち、相談員カバー率が直近で100%に達した都道府県（①）を除き、相談員カバー率の基準年（平成21年）から直近の上昇幅（%ポイント）の大きい順に並べる。この序列における上位10都道府県（②）に加え、①に該当する都道府県が本指標において評価点1を得るものとする。

指標ウ 相談分担率

各都道府県において、都道府県が受け付けた相談件数と管内市町村等が受け付けた相談件数の合計のうち、管内市町村等が受け付けた相談件数の比率。その数値の直近分を比較し、その比率が大きい上位10都道府県が本指標において評価点1を得るものとする。

（注7）本乗率については、特段の事情がある場合を除き、原則として3年ごとに見直しを行うものとする。

（注8）本乗率については、直近の現況調査で判断するものとする。

（交付申請）

第6 都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて、消費者庁が別に定める日までに消費者庁長官に申請するものとする。

（交付の決定及び通知）

第7 消費者庁長官は、第6の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付金の交付を決定するものとし、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書（別紙様式2）により、都道府県知事に通知するものとする。

2 第6の規定による交付申請書が消費者庁に到達してから交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（交付の条件）

第8 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付金事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 交付金事業を中止する場合には、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- (3) 交付金事業が予定期間内に完了しない場合又は交付金事業完了が困難となった場合には、速やかに消費者庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 交付金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを交付金事業の完了の日（中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 交付金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に反して、交付金を支出し、処分し、及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度交付金事業に係る経理の精算終了後、消費者庁が別に定めるところにより、事業実施の状況に関する報告を消費者庁長官に提出しなければならない。
- (8) 交付金を活用して行われる交付金事業の完了後には、交付金の残余額を国庫に返還しなければならない。
- (9) 上記のほか、交付金の管理、支出、交付金事業の実施、精算手続については、実施要領の定めによるところとする。

（実績報告）

第9 この交付金の事業実績報告は、交付金事業完了後速やかに別紙様式4による報告書を消費者庁長官に提出して行わなければならない。

（交付金の額の確定及び返還）

第10 消費者庁長官は、第9の事業実績報告に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を

定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(交付金の支払)

第11 交付金は、第10の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式5による概算払請求書を消費者庁長官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づき、財務大臣との協議が整った日以降とする。

(是正のための措置)

第12 消費者庁長官は、第9の事業実績報告を受けた場合において、交付金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを都道府県知事に対して命ずるものとする。

(その他)

第13 特別の事情により、第5、第6及び第9に定める算定方法、手続によることができない場合には、消費者庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成 年 月 日

消費者庁長官 ○○ ○○殿

都道府県知事 ○○ ○○

地方消費者行政推進交付金（一般会計）の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 交付申請額	金	千円
2 交付金事業経費所要額調書（別紙）		
3 関係書類		
（1）歳入歳出予算（見込み）書抄本		
（2）その他参考となる書類（別添）		

(別紙)

交付金事業経費所要額調書

交付金事業に要する経費 の支出予定額	第5により算出された合計 額	交付金所要額
千円	千円 (消費者庁記入欄)	千円 (消費者庁記入欄)

交付金事業に要する経費の支出予定額詳細

主な経費区分	支出予定額
1. 消費生活相談体制の維持・充実	千円
うち食品表示等問題への対応にかかる経費	千円
2. 消費者問題解決力の高い地域社会作り	千円
うち食品表示等問題への対応にかかる経費	千円
3. その他消費者の安全・安心確保のための事業 (先駆的事業等)	千円
※先駆的事業の内訳については、消費者庁が別に定める様式に 記載。	千円

(注) (交付金の算定方法) 第5の算定の際の参考とする。

地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付決定通知書

○○（都道府）県知事 殿

平成○○年○○月○○日付け第○号で申請のあった地方消費者行政推進交付金（一般会計）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成○○年○○月○○日

消費者庁長官

印

- 1 交付金の交付の対象となる経費は、平成○年○月○日付消教地第○号消費者庁長官通知の別紙「地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第4に定める経費である。
- 2 交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付対象経費の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

交付金の額 金 千円

- 3 この交付金は、交付要綱第8に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 4 交付対象事業に係る実績報告は、交付要綱第9に定めるところにより行わなければならない。
- 5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げができる期限は、平成○○年○○月○○日とする。

(別紙様式3)

地方消費者行政推進交付金（一般会計）調書
平成〇〇年度 内閣府所管

国		都道府県						備考	
歳出 予算 科目	交付 決定 額	歳入			歳出				
		科 目	予 算 現 領	収 入 見込額	科 目	予 算 現 領	支 出 済 額		

(記入要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 交付金分について記載すること。

(別紙様式4)

第 号
平成〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政推進交付金（一般会計）の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 交付精算額	金	円
2 交付金事業実施状況調書（別紙1）		
3 関係書類		
（1）歳入歳出決算（見込）書抄本		
（2）その他参考となる書類		

(別紙1)

交付金事業実施状況報告書

事業名	実施期間	支出状況	事業実施状況	支出額うち 市町村事業
1. 消費生活相談 機能整備・強化事業		円		円
2. 消費生活相談 員養成事業		円		円
3. 消費生活相談 員等レベルアップ 事業		円		円
4. 消費生活相談 体制整備事業		円		円
5. 市町村の基礎 的な取組に対する 支援事業		円		円
6. 地域社会にお ける消費者問題解 決力に関する事業		円		円
7. 消費者安全法 第47条2項に基づ く法定受託事務		円		円
合計額		円		円

(別紙様式5)

第 号
平成〇年〇月〇日

消費者庁長官 〇〇 〇〇殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

地方消費者行政推進交付金概算払請求書

平成 年 月 日付消教地第〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 円を概算払によって交付を受けるため、地方消費者行政推進交付金（一般会計）交付要綱第11第2項の規定により、下記のとおり請求する。

区分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 A - (B+C)	事業完了予定 年 月 日
	円	円	円	円	